

## (別添3)避難住民の誘導

### A 全市域が要避難地域となった場合

#### 【避難住民の誘導の原則】

住民の自主避難を、情報の提供や市バス及び地下鉄の通常運行の確保に努めること等により支援する。

- 1 自力避難が可能な避難住民の誘導  
運行している市バス及び地下鉄等(自動車以外の手段)を使用して、市が示す避難先地域まで自主的に避難する。  
《情報等の入手》
  - ① 避難経路に配置している市職員等からの情報の入手
  - ② 避難中継場所(1区1ヶ所)、自力避難困難者の誘導に使用する鉄道駅等における、医療の提供等の救援の実施
- 2 自力避難が困難な避難住民の誘導
  - (1) 自力避難困難者を発見するため「伝達班」を各学区に配置し、地域住民の協力等により、伝達班が発見した自力避難困難者を、区内を巡回している巡回班の市バスに乗せる。
  - (2) 巡回班の市バスは、各区に設置した「避難中継場所」に自力避難困難者を運送する。
  - (3) 避難中継場所から自力避難困難者の誘導に使用する鉄道駅等まで、運行可能な市バス、運送の求めに応じたバスを使用して、自力避難困難者を運送する。
- 3 学校等の各施設等利用者の誘導  
帰宅による自主避難、保護者への引渡しを原則とし、それらが困難な場合に、施設の現場管理者が最寄りの鉄道駅などへ誘導する。

### B 市が避難先地域となった場合

- 1 鉄道及び船舶で避難してくる避難住民の誘導  
避難住民を受入れる鉄道駅及び下船場所(以下、「受入鉄道駅等」という。)を指定し、受入鉄道駅等から受入避難施設まで、バス又は徒歩により避難住民を誘導する。  
《避難途中の救援》  
受入鉄道駅等で食品等を給与するとともに、医療を提供することで避難途中の救援を実施する。
- 2 バス等で避難してくる避難住民の誘導  
避難経路に市職員等を配置し、受入避難施設または市域外まで、避難住民を誘導する。

### C 市域内に要避難地域と避難先地域が混在する場合

#### 【避難住民の誘導の原則】

市等が提供する情報に基づき、徒歩等による住民の自主避難を原則とする。

避難先地域までの距離、武力攻撃事態等の現状等に応じて、避難住民の運送等、A及びBに準じた措置を実施できる。

- 3 徒歩等で避難してくる避難住民の誘導
  - (1) 避難経路に市職員等を配置するとともに、避難受入中継場所を設置し、食品の給与、医療の提供など、避難途中の救援を実施しながら、受入避難施設又は市域外まで避難住民を誘導する。
  - (2) 必要に応じて、バスにより、避難中継場所から受入避難施設まで、避難住民を運送する。